公益社団法人日本看護協会　認定看護管理者制度規程

第１章　総　則

（目的）
第１条　公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が実施する認定看護管理者制度は以下を目的とする。
（１）多様なヘルスケアニーズをもつ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供する。
（２）看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献する。
２　この規程は、本会が実施する認定看護管理者制度について、必要な事項を定める。

第２章　定　義

（認定看護管理者）
第２条　認定看護管理者とは、地域のヘルスケアサービスの充実に貢献できるよう組織等を創造的に発展させる優れた能力を有する看護管理者として、本会の認定を受けた看護師をいう。
２　認定看護管理者は、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護管理の実践に発揮するよう努めなければならない。

（認定看護管理者教育機関）
第３条　認定看護管理者教育機関とは、認定看護管理者を養成するために必要な基準を満たしているとして、本会の認定を受けた教育機関をいう。

第３章　認定看護管理者制度委員会

（設置）
第４条　会長の諮問機関として、認定看護管理者制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。
（１）認定看護管理者制度の実施及び改善のための検討
（２）その他会長が諮問した事項

（構成）
第５条　制度委員会は、１０人程度で組織する。
２　制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

（任期）
第６条　制度委員会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、選任後６年を超えて就任することはできないものとする。
２　前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

（委員長及び副委員長）
第７条　制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、会務を総括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）
第８条　制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
２　委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の１週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
３　制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
４　制度委員会は、原則として非公開とする。
５　委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（議事録の作成及び審議結果の報告）
第９条　制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
２　前項の議事録は、原則として非公開とする。
３　制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。

第４章　審査会及びワーキンググループ

（設置）
第１０条　認定看護管理者制度を実施するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。
２　前項の審査会は、次に掲げるとおり区分する。
（１）教育機関に対する審査等の実施及び認定等の可否の決定その他これらについて必要な事項を行う認定看護管理者教育機関審査会
（２）看護師に対する審査等の実施及び合否の決定その他看護師の認定等に必要な事項を行う認定看護管理者審査会

（構成）
第１１条　認定看護管理者教育機関審査会は、１０人程度の構成員で組織する。
２　認定看護管理者審査会は、５人程度の構成員で組織する。
３　審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告する。
４　審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

（任期）
第１２条　審査会の構成員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、選任後６年を超えて就任することはできないものとする。
２　前任者の死亡または辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

（議長および副議長）
第１３条　審査会には、議長及び副議長を置く。
２　議長及び副議長は、構成員の互選により選任する。
３　議長は、会務を総括する。
４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）
第１４条　審査会は、必要に応じ、議長が招集する。
２　審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の３分の２以上をもって決する。
３　審査会は、非公開とする。

（議事録の作成及び審議結果の報告）
第１５条　審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
２　前項の議事録は、非公開とする。

３　審査会は、審議の概要およびその結果を会長に報告しなければならない。

（ワーキンググループ）
第１６条　審査会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。
２　ワーキンググループは、非公開とする。
３　ワーキンググループのメンバーは、有識者から選任し、会長が委嘱する。

第５章　認定看護管理者教育機関の認定等

（認定審査の申請）
第１７条　認定看護管理者を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。
２　認定看護管理者教育機関に認定看護管理者教育課程を置く。
３　教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護管理者教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護管理者教育機関審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を提出し、認定看護管理者教育機関審査会が毎年１回実施する審査を受けなければならない。
４　前項の審査を受ける教育機関は、常務理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、常務理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たす教育機関の審査料を減免することができる。

（認定審査）
第１８条　認定看護管理者教育機関認定に関する審査は、書類審査、実地調査その他の認定看護管理者教育機関審査会が定める方法により行う。

（審査項目）
第１９条　認定看護管理者教育機関に関する審査項目は、次に掲げるとおりとする。
（１）教育理念
（２）カリキュラム及び教育期間
（３）受講要件及び修了要件
（４）運営に関する委員会
（５）教員の要件
（６）施設及び設備
（７）収支その他経営状況
２　前項の審査項目に係る基準（以下「審査要件」という。）については、認定看護管理者教育機関審査会で定める。

（認定）
第２０条　認定看護管理者教育機関審査会は、前条第２項で定める審査要件を満たす教育機関について、認定看護管理者教育機関として認定する。
２　認定看護管理者教育機関審査会は、認定看護管理者教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。
３　認定看護管理者教育機関として認定を受けた教育機関は、常務理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、常務理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たす教育機関の認定料を減免することができる。
４　認定看護管理者教育機関として認定を受けた教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、当該教育機関を認定看護管理者教育機関名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。
５　認定看護管理者教育機関としての資格は、会長が認定看護管理者教育機関名簿に登録した日から取得する。

（認定証）
第２１条　会長は、認定看護管理者教育機関名簿に登録した認定看護管理者教育機関に対して、認定証を交付する。

（教育内容等の報告）
第２２条　認定看護管理者教育機関は、毎年、認定看護管理者教育課程の教育内容等について報告しなければならない。
２　教育内容等の報告をする認定看護管理者教育機関は、認定看護管理者教育機関審査会が別に定める書類等を提出し、常務理事会が定める審査料を納入しなければならない。会長は、常務理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たす認定看護管理者教育機関の申請料を減免することができる。
３　教育内容等の報告は、認定看護管理者教育機関審査会において審査、確認する。

（運営改善）
第２３条　認定看護管理者教育機関審査会は、第２２条の報告を審査、確認した結果必要と認めるときは、認定看護管理者教育機関に対して調査等（実地調査、Web 調査、書類調査等）を実施し、運営改善を求めることができる。

（資格喪失）
第２４条　認定看護管理者教育機関が、その認定を返上した場合には、認定看護管理者教育機関としての認定を喪失する。

（取消し）
第２５条　認定看護管理者教育機関が、次のいずれかに該当するときは、制度委員会及び認定看護管理者教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。
（１）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
（２）第１９条に定める審査要件のいずれかを満たさなくなったとき
（３）第２２条第１項の教育内容等の報告をせず、又は報告に虚偽があったとき
（４）不当に第２３条の調査等に協力せず、又は運営改善の求めに従わなかったとき
（５）一定期間開講していないとき

第６章　日本看護協会看護管理研修のプログラム認定

（プログラム認定）
第２６条　本会は、日本看護協会看護管理研修（認定看護管理者教育課程の前提となる、日本看護協会看護管理研修プログラムに沿って、認定看護管理者教育機関が実施する看護管理研修）のプログラム認定を行う。
２　会長は、常務理事会が別途定める審査項目及び審査要件に基づき、プログラムを認定する。
３　プログラム認定を申請する認定看護管理者教育機関は、別に定める書類等を提出しなければならない。
４　プログラム認定を申請する認定看護管理者教育機関は、常務理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、常務理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たす教育機関の審査料を減免することができる。
５　会長は、認定した「看護管理研修プログラム」に対し、認定番号を付与する。
６　その他プログラム認定に関する必要な事項は、制度委員会が別に定める。

（プログラム認定の取り消し）
第２７条　認定看護管理者教育機関が次のいずれかに該当するときは、常務理事会における審議を経て、会長は認定の取り消しを行うことができるものとする。
（１）第２４条により認定看護管理者教育機関の認定を喪失したとき
（２）第２５条により認定看護管理者教育機関の認定の取消しを受けたとき
（３）プログラム認定の審査要件を満たさない、又は認定を受けたプログラムと異なるプログラムの実施が確認された場合

第７章　認定看護管理者の認定等

（認定審査の申請）

第２８条　次に掲げる要件を満たす者は、認定審査を受けることができる。

（１）日本国の看護師免許を有すること

（２）看護師免許を取得後、実務経験が通算５年以上あること

（３）看護師長相当以上の看護管理の経験があること

（４）以下のいずれかの要件を満たすこと

イ　認定看護管理者教育課程を修了している者

ロ　認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者

ハ　看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者

２　認定審査を受ける者（以下「受験者」という。）は、認定看護管理者審査会に対し、認定看護管理者審査会が定める申請書類を提出しなければならない。

３　受験者は、常務理事会が別に定める審査料を所定の期限までに納入しなければならない。

４　前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

（審査）

第２９条　認定看護管理者審査会は、受験者に対し毎年１回審査を実施する。

２　前項で定める審査において試験を実施した場合には、試験問題について公表する。試験問題以外の事項の公表等については、認定看護管理者審査会が別に定める。

（認定）

第３０条　認定看護管理者審査会は、審査に合格した者を認定看護管理者として認定する。

２　認定看護管理者審査会は、認定看護管理者として認定した者を会長に報告する。

３　認定看護管理者として認定を受けた者は、常務理事会が別に定める認定料を所定の期限までに納入しなければならない。

４　前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

５　認定看護管理者として認定を受けた者が第３項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を認定看護管理者名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。なお、認定看護管理者審査会において認定した日を名簿登録日とする。

６　認定看護管理者としての資格は、名簿登録日から取得する。

７　前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から５年経過した日が属する年の１２月末日までとする。

（認定証）

第３１条　会長は、認定看護管理者名簿に登録した認定看護管理者に対して、認定証を交付する。

（認定更新）

第３２条　認定看護管理者は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定看護管理者審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で３回まで第３０条第７項で定める資格の有効期間を１年間延長することができる。

２　前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護管理者審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。

３　第１項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

（１）申請時において、認定看護管理者であること

（２）申請時において過去５年間に自己研鑽の実績があること

４　前項第３号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。
５　認定更新を受けようとする認定看護管理者は、認定看護管理者審査会に対し、認定看護管理者審査会が定める申請書類を提出しなければならない。
６　認定更新を申請する認定看護管理者は、常務理事会が別に定める審査料を所定の期限までに納入しなければならない。
７　前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

（認定更新の審査等）
第３３条　認定更新に関する審査は、毎年１回実施する。
２　認定看護管理者審査会は、審査を経て認定看護管理者の認定更新を認めるものとする。
３　認定看護管理者審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
４　認定更新が認められた認定看護管理者は、常務理事会が別に定める認定料を所定の期限までに納入しなければならない。
５　前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護管理者の負担とする。
６　認定看護管理者が第４項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護管理者名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

（資格喪失）
第３４条　認定看護管理者が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護管理者の資格を喪失する。
（１）認定看護管理者の資格を辞退したとき
（２）日本国の看護師免許を失ったとき
（３）認定更新を受けなかったとき

（取消し）
第３５条　認定看護管理者としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び認定看護管理者審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。
２　前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

（再認定）
第３６条　認定看護管理者が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定（資格要件のうち認定看護管理者であることを除く。）を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

第８章 雑 則

（制度の見直し）
第３７条　本会は、認定看護管理者制度の運用等について、原則として５年ごとに必要な見直しを行うものとする。

（補則）
第３８条　この規程に定めるもののほか、認定看護管理者制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

（改正）
第３９条　この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附　則

１　この規則は、平成８年５月１４日から施行する。
１　この規則は、平成９年５月１３日改正
１　この規則は、平成１０年５月１９日改正
１　この規則は、平成１１年７月９日改正
（教育機関の視察を実施する条文を追加）
１　この規則は、平成１３年７月１３日改正
（認定審査の受験資格、試験内容の変更及び教育課程の改正（第１回）にかかわる規則の改定）
１　この規則は、平成１４年４月１日改正
ただし、新教育課程に関しては、制度委員会で承認を受けた教育機関については、平成１３年８月１日から適用する。
１　この規則は、平成１５年５月２０日改正
１　この規則は、平成１６年２月６日改正
１　この規則は、平成１６年７月１６日改正
（第８条第２項　「別表１」を「別」に変更）
（第８条第３項　科目の認定を科目の修了証明に変更）
（第９条・第１０条　都道府県看護協会以外のファーストレベル教育機関を追加）
１　この規則は、平成１７年２月４日改正
（権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正）
１　この規則は、平成２０年５月１９日改正
（第２６条3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更）
１　この規則は、平成２１年２月６日改正
（第１４条　再認定を追加）
（第３１条3号を追加）
（第９章「認定看護管理者の再認定」第３３条を追加し、以下章と条文を繰下げ）
１　この規則は、平成２１年２月２０日改正
（第９条３項　都道府県看護協会以外の教育機関において履修した研修について都道府県看護協会がファーストレベル教科目の修了証明を発行することを削除）
１　この規則は、平成２２年１１月１８日改正
（第２１条第３号イを認定看護管理者教育全課程修了からサードレベル修了に変更）
（第２１条第３号ロ、ハを削除し、条文整理）
１　この規程は、平成２５年４月１日より適用する。
１　この規程は、平成２３年５月１６日から施行し、各規定は平成２３年４月１日から適用する。
１　この規程は、平成２４年７月２６日から施行する。
（第２１条１号・２号、第２９条１号、第３１条４号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更）
１　この規程は平成２５年２月２８日改正、平成２６年４月１日から施行する。
（第５章に第１節教育機関の審査と認定、第２節教育機関の認定更新を追加）
（第１０条に認定看護管理者の教育機関を都道府県看護協会ファーストレベルを含めた全教育機関に改正。また第３項から第９項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等を改正）
（第１１条を認定看護管理者教育機関の教育課程ごとの認定の取り消しに改正し、条文整理）
（第１２条を認定更新の条項に改正）
１　この規程は、平成２６年２月２８日から施行する。
（第３２条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、２号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加）
（第３４条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更）
１　この規程は、平成３０年２月２３日に改正し、平成３４年４月１日から施行する。

（第２１条２号「そのうち通算３年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を追加）
（第２１条３号ロ「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」に変更）（第２１条３号ハ「師長以上の職位での管理経験が３年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者」を削除）
（第２１条３号ニ「師長以上の職位での管理経験が３年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者」を削除）

１　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響による特別措置として、２０２０年9月２５日から、本項から第４項までの規定を施行する。

（２）第２６条第４項の規定にかかわらず、有効期間を２０２０年１２月末日までとされた認定看護管理者認定証については、その有効期間を２０２１年３月末日までとする。

（３）第２６条第４項の規定にかかわらず、２０２１年１月１日から同年３月３１日までの間に交付された認定看護管理者認定証の有効期間は、２０２５年１２月末日までとする。

（４）第２８条の規定にかかわらず、前項に規定する認定看護管理者認定証の交付を受けた認定看護管理者は、２０２５年１２月末日までに認定を更新しなければならない。

１　この規程は、２０２４年１１月２８日に改正し、２０２５年４月１日から施行する。但し、２０２６年３月３１日以前に実施する認定看護管理者の認定審査においては改正前第２１条第２号を適用する。

（２）第２１条２号「そのうち通算３年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を削除。

（３）第２７条から第３０条の認定更新及び延長に関する規定を細則第２５条から２８条と統合し、整理した。

（４）第２９条第１号「日本国の看護師免許を有すること」を削除。第３号「細則に定める看護管理実践及び自己研鑽」を「自己研鑽等」に変更。

（５）第３３条の再認定に関する規定を細則第２９条から第３１条と統合し、整理した。

１　この規程は、２０２６年７月３０日に改正し、２０２７年４月１日に施行する。但し、２０２９年３月３１日以前に実施する認定看護管理者の認定審査においては第２８条第１項第３号は適用しない。

認定看護管理者規程および認定看護管理者細則を統合（細則廃止）し、認定看護管理者制度規程とする。

２　前項の規定にかかわらず、第６章（日本看護協会看護管理研修のプログラム認定）は２０２６年７月３０日に施行する。

３　認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベルは、２０２９年３月末日まで実施することとし、認定の有効期間が２０２８年３月末日の認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベルは、その有効期間を２０２９年３月末日まで延長する。

４　２０２７年３月末日までに認定看護管理者教育機関として認定された教育機関が２０２８年度より開始する認定看護管理者教育を実施する教育機関へ移行する場合の手続きは２０２７年度から２０２９年度までの間に実施するものとする。なお、移行を申請する各認定看護管理者教育機関はそれぞれの有効期間内において当該期間中のいずれかの年度に手続きを行うものとする。